

兵庫県公報

平成28年11月15日 火曜日 第 2850 号

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正 (水産課)	3
○ 濑戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	8

公 告

○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 (砂防課)	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 同 上（同）	12

企業庁公告

○ 入札公告	12
--------	----

労働委員会公告

○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等	15
---------------------------	----

収用委員会告示

○ 収用の裁決手続開始決定	17
---------------	----

但馬海区漁業調整委員会公告

○ 漁業法に基づく指示	21
-------------	----

告 示

兵庫県告示第963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

北淡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 高 孝 一	淡路市久留麻45番地14
同	小 山 勝 弘	同 市浅野南653番地
同	薮 田 隆 男	同 市野島常盤236番地
同	赤 松 武 志	同 市舟木214番地
同	上 林 治 生	同 市浅野南993番地

2 (1) 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

(2) 作業期間

平成28年8月26日から同年9月27日まで

(3) 作業地域

尼崎市長洲西通一丁目

**兵庫県告示第971号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

3.3.211号塚口長尾線

2 都市計画を変更する土地の区域

区域の変更なし

3 都市計画の案の縦覧期間

平成28年11月15日から同月29日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び伊丹市都市交通部道路室道路建設課

公 告**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月
漁船	B291869	平成29年12月31日	加古川市	東播磨県民局	平成28年7月

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
右支渓(4) I (201070054)	神戸市北区有野町唐櫃(別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月24日から同年12月8日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3—2—5

(3) 提出期限

平成28年12月8日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第803号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

多聞寺川I (201070128) の項中別図594を改める。

(この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月24日から同年12月8日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3—2—5

(3) 提出期限

平成28年12月8日まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
唐櫃(1) I (101070185)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
唐櫃(5) I (101070189)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥西谷 I (101070191)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
鎌ヶ谷(1) I (101070192)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
鎌ヶ谷(2) I (101070193)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
鎌ヶ谷(3) I (101070194)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
唐櫃台 I (101070195)	神戸市北区唐櫃台3丁目 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥西谷 I (101070210)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
唐櫃(3) II (101070225)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
唐櫃(4) II (101070226)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
唐櫃(6) II (101070228)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
唐櫃(9) II (101070231)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
唐櫃(4) III (101070328)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
東大池 I (101070329)	神戸市北区東大池2丁目 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

大池 I (101070331)	神戸市北区山田町上谷上 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上谷上 I (101070332)	神戸市北区山田町上谷上 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
幸陽町(2) I (101070334)	神戸市北区幸陽町2丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
花山団地(1) I (101070336)	神戸市北区花山台 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
花山団地(2) I (101070337)	神戸市北区花山台 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
花山団地(3) I (101070338)	神戸市北区花山台 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
西大池(2) I (101070377)	神戸市北区西大池1丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上谷上(1) II (101070380)	神戸市北区山田町上谷上 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上谷上II (101070424)	神戸市北区山田町上谷上 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上谷上III (101070426)	神戸市北区山田町上谷上 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
左支渓(1) II (201070075)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
鎌ヶ谷川左支渓 I (201070126)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
奥西谷 I (201070127)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
左支渓2号谷III (201070162)	神戸市北区有野町唐櫃 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
花山川 I (201070178)	神戸市北区山田町上谷上 (別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
木戸 I (201070179)	神戸市北区山田町上谷上 (別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
宮ノ谷川 I (201070181)	神戸市北区山田町上谷上 (別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
中ノ手川 I (201070182)	神戸市北区山田町上谷上 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
大池川右支渓(3) II (201070202)	神戸市北区山田町上谷上 (別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり

(別図1から別図33までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月24日から同年12月8日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、神戸市建設局北建設事務所、神戸市北区役所総務部総務課、神戸市北区役所北神出張所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター 神戸土木事務所 公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3—2—5

(3) 提出期限

平成28年12月8日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年2月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稻美町国安字皿池238番3

同 郡 同 町国安字小池ノ内1211番、1212番1、1217番、1227番1

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市平岡町新在家二丁目264番地の15

中央殖産株式会社 代表取締役 前 川 幸 司

## 3 許可年月日及び許可番号

平成28年8月2日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1—12号（28稻美）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稻美町国岡二丁目11番1、11番2、11番9、11番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡稻美町国岡616番地

有限会社グロスガイア 代表取締役 古 谷 嘉 章

3 許可年月日及び許可番号

平成28年6月20日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1—6号（28稻美）

企 業 庁 公 告**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年11月15日